

新たな観光地域づくり補助金実施要領

この要領は、福岡県が県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図ることを目的として、「新たな観光地域づくり補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するための手続を定めるものです。

1 新たな観光地域づくり補助金の概要

(1) 補助金の趣旨

知事が指定する2つ以上の市町村（政令市を除く）から構成される「広域観光エリア（下記参照。以下「エリア」という。）」において、体験プログラム開発、受入環境整備及び観光消費促進に関する事業を実施する観光関連事業者を支援することで、観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費額の拡大を図る。

【広域観光エリアについて】

以下の市町村で構成される地域を、「広域観光エリア」として指定しています。

- ①宗像市、古賀市、福津市、芦屋町、岡垣町
- ②八女市、筑後市、広川町
- ③飯塚市、嘉麻市、桂川町
- ④行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
- ⑤久留米市、うきは市、朝倉市
- ⑥東峰村、添田町

(2) 補助対象者

(1) に示す広域観光エリア内で事業を実施する県内の観光関連事業者（※）

※ 「観光関連事業者」とは、飲食店、土産店、観光施設等、地域の観光産業に資する事業者とします。

(3) 補助対象事業

補助対象事業名	内容
体験プログラム提供事業者開発支援事業	エリア毎に設置される検討会が承認した、体験プログラム提供事業者が実施する以下の事業 ①体験会場の改修（無線LAN環境整備、トイレ洋式化、バリアフリー化） ②インバウンド対応（外国語表記の案内板設置、多言語翻訳機器設置、多言語パンフレット制作） ③非接触型サービスの導入（キャッシュレス機器の整備等） ④その他検討会が必要と認めたもの
エリア内の観光消費促進支援事業	エリア毎に設置される検討会でエリアの魅力向上や周遊・滞在時間及び観光消費額の増加に資するものと認められた以下の事業 ①新規ビジネス（飲食提供、土産販売等）立ち上げに必要な新規出店（店舗新設・増設等）

	②新商品、サービスの開発及び当該商品、サービスの提供に必要となる施設整備又は物品購入 ③イベント・キャンペーン等の新規実施又は拡充 ④その他検討会が必要と認めたもの
--	--

(4) 補助率・補助上限額 (※)

① 補助率

1 / 2 以内

② 補助上限額

2, 000 千円

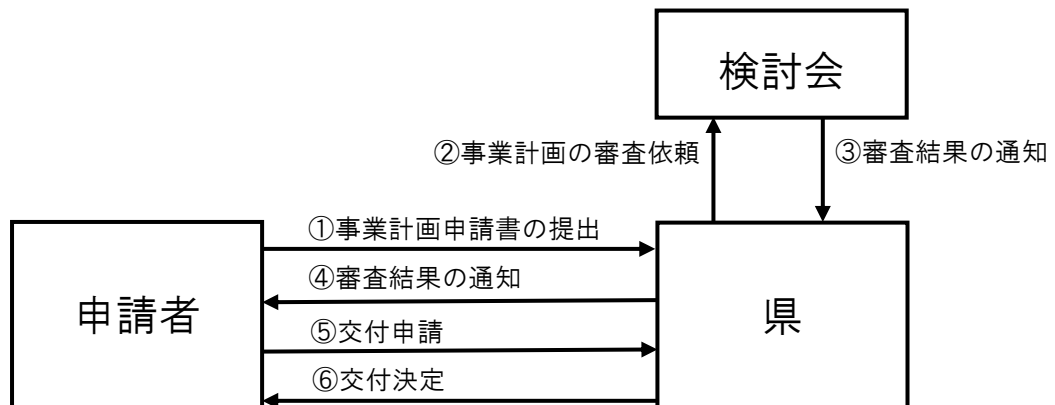
(5) 補助事業の実施期間

交付決定の日から当該年度の2月末日まで

2 補助金の申請について

(1) 公募への申請～交付決定までのフロー

本補助金の交付決定にあたっては、県による審査のほか、広域観光エリア毎に設置される検討会による承認が必要となります。



(2) 各種手続きの内容

① 事業計画申請書の提出

「新たな観光地域づくり補助金」のページから「事業計画申請書」「事業計画書」の様式をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、電子メール又は郵送にて提出してください。

なお、事業計画書の内容に関し、必要に応じて追加資料（施設整備や備品購入の内容を確認するための資料、補助対象経費・交付申請額積算の根拠となる見積書等）の提出をお願いする場合がございます。

〔提出先〕

●電子メール

kanshin@pref.fukuoka.lg.jp

●郵送

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 宛

〔「事業計画申請書」の受付期間〕

令和4年4月28日（木）～令和5年1月31日（火）17時まで

※ 予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

②～④ 事業計画の審査依頼、審査結果の通知

県から検討会に対し、事業計画の審査依頼を行います。

検討会において、提出いただいた事業計画が、エリアにおける観光の魅力向上、誘客及び観光消費額の拡大等に資するものかどうか等を審査（※）し、審査結果を県から申請者に通知します。

計画が承認された場合は、審査結果の通知に併せて、交付要綱様式第1号「交付申請書」の提出依頼を行います。

〔検討会について〕

● 検討会構成メンバー

- ・ 県（商工部観光局観光振興課）
- ・ 公益社団法人福岡県観光連盟
- ・ 広域観光エリア内の市町村、観光関連団体等

⑤ 交付申請

交付要綱様式第1号及び添付資料（様式第2、3号）を提出してください。

なお、前項の計画承認に当たって、検討会から指摘事項が付された場合、様式第2号「事業計画書」は指摘の内容を踏まえたものとしてください。

⑥ 交付決定

⑤の申請内容を県において審査した上で、交付決定の可否を通知します。

事業の着手は、交付決定後としてください。

3 注意事項

(1) 補助金の申請要件について

次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者の運営に関係している場合又は、間接事業者である場合は、補助金の交付申請をすることができません。

- 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下「暴排条例」という。）
第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - 暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- 交付要綱様式第 1 号「交付申請書」を提出いただく際、申請書別紙の役員名簿（氏名／性別／生年月日）を記入の上、提出していただきます。

(2) 事業への着手時期について

補助事業への着手時期は、交付決定日以降としてください。

なお、検討会における審査の実施等、事業計画の審査から交付決定までには一定の期間を要します（昨年度実績：2 週間～1 ヶ月程度）ので、「事業計画申請書」「事業計画書」の提出はお早めをお願いします。

(3) 営業の開始について

補助事業完了の日から 1 年以内に営業を開始できない場合は、様式第 6 号により開始できない特段の事情について理由を付したうえで県と協議し、知事の承認を得る必要があります。

その際、開業までの事業計画を事務局へ提出するものとし、毎月 1 日にその進捗を報告してください。（様式第 4 号）

(4) 消費税の取り扱いについて

課税事業者については、消費税および地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

(5) 補助金の支払いについて

県からの補助金の支払いは、原則としてご提出頂いた実績報告書等による検査後です。補助事業が完了した際は、様式第 8 号「事業実績報告書」を提出してください。これを受けて、県は完了検査を実施します。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金を交付します。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

事業報告に必要な書類

- 事業実績報告書（様式第 8 号）

- 事業実績書（様式第 9 号）

（添付資料）

- ・対象設備の設置状況が分かる写真
- ・対象設備の購入に要した費用に係る領収証等の写し

※ 工事代金や設備購入代金の支払いは原則、銀行振込により行ってくださ

い。これによりがたい場合は、現金、クレジットカードによる支払いも可としますが、支払いの事実を明確に証明できる資料を必ず添付してください。

なお、クレジットカードを利用する場合は、名義が交付申請者（法人、個人事業主）と同一であるか、事業期間内に口座からの引き落としが完了しているか等の確認を行いますので、ご留意ください。

●収支決算書（様式第3号）

概算払の請求をする場合には、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付してご提出をお願い致します。また、全ての事業が完了しましたら、必ず実績報告をお願い致します。

（6）事業内容の変更手続きについて

事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第4号「事業変更承認申請書」により事業変更の承認申請を行ってください。ただし、下記に示す軽微な変更については承認申請の必要はありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。

変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

〔軽微な変更について〕

ア 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、事業目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の減少幅が20パーセント以内のもの。

※ 補助対象経費が増加する場合は、金額の多寡にかかわらず申請が必要です。

イ 事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更。

（7）補助金の返還について

ア. 返還の要件

交付要綱第10条の交付条件を満たさないものについては、補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

返還の主な例は以下のとおりです。

（ア）補助事業を中止、廃止及び縮小した場合

（イ）天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合

（ウ）交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合

（エ）虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合

（オ）確定のための検査を受けることができない場合

（カ）補助事業完了の日から起算して1年以内に営業を開始していないものであって、営業を開始できないことについて特段の事情が認められないもの（上記「3注意事項（4）営業の開始について」を参照）

(キ) 取得財産等を処分するとき（処分することにより収入がある場合又は下記「イ。」に該当する場合）

上記のいずれの場合も事業計画の変更が伴います。事業計画を変更する場合は速やかに事務局へ様式第4号を提出してください。

イ. 知事が定める処分を制限する財産等の処分について

この補助金を活用して取得した下記の財産等については、処分に制限がかかります。（交付要綱第21条参照）

(ア) 不動産及びその従物

(イ) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産

また、上記財産等を天災による被害等、やむを得ない場合を除いて減価償却資産の耐用年数未滿で処分する場合には、補助金（処分する部分の残存価格に対する補助金相当額）を返還する必要があります。

減価償却資産の耐用年数は国税庁のホームページをご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>)

(8) エリア内の観光消費促進支援事業について

補助事業計画の申請区分として当事業に申請する場合は、観光客等が有償で利用・購入するサービス・商品を開始することを主な目的とした取組（事業計画）となっていることを要件とします（無償で利用できる施設整備、情報発信強化のためのホームページ作成のみの計画などは、対象外とさせていただきます）。